

所長メッセージ

先日、あるお客様の3か月に一度のモニタリング（経営計画策定後の進捗管理を行う業務）の際に毎回同席頂く某金融機関の担当者の方から、「私の担当先の企業で税理士が毎月来社せず、何の相談にも乗ってくれず困っている所があるのですが、一度会って頂けますか」というお話しを頂き、その企業様を訪問させて頂きました。

お伺いしてみますと、その企業様は電気工事業をされているのですが、顧問税理士には毎月顧問料を支払い、3か月に1度会計資料を送っているにも関わらず、試算表は1年間のうちにただの1度も送られてくることは無く、決算時のみ1度来社するだけで何の相談もできないとのことでした。会計上、どんな問題を抱えているのか確認しておきたいと考え決算書を見せて頂いて、思わず「あーあ」と呟きたくまりました。何故なら、決算書の表紙にはTKCのロゴが……。顧問税理士は私と同じTKC全国会に加入する税理士だったのです。毎月1度お客様を訪問し、前月の会計資料を確認して月次決算を行い業績報告するのがTKC会員の原則なのですが、その実践率は情けないことに5割程度。その実践率の向上のためTKC会員を支援する委員会の中地区委員長は現在私であり、引き続き草の根運動を続けねばと誓った訪問となりました。（浅野）

消費税率引上げに係る「指定日」が近づいてきました。該当する取引がないかご確認下さい！

消費税率が10%となる平成31年10月1日（以下、適用開始日）が徐々に近づいてきました。併せて消費税率10%への引上げの指定日「平成31年4月1日」も迫ってきております。前回、5%から8%への税率引上げ時と同様に、今回も指定日の前日までに契約を締結している一定の取引については、平成31年10月1日以後も旧税率8%を適用する経過措置が設けられております。

では、まずこの「指定日」についてですが、「消費税率が8%から10%になるにあたり経過措置の適用を受けるための契約の締結期限となる日」をいいます。つまり、経過措置の対象となる取引は指定日の「平成31年4月1日」より前に契約を締結したものが対象となります。主なものとして以下の様なケースが考えられます。

「請負工事等」

平成25年10月1日（前回指定日）から平成31年3月31日までの間に締結した工事に係る請負契約に基づき、平成31年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等（完成引き渡し等）



「資産の貸付け」

平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した資産の貸付契約に基づき、平成31年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合における平成31年10月1日以後に行う資産の貸付け

その他、「冠婚葬祭のための施設の提供等の役務の提供」、「予約販売による書籍等」、「通信販売」などがあげられます。

また、前回（8%）の税率引上げ時の経過措置に加え、今回以下の2点が追加されました。

「電気料金等に係る経過措置」 適用開始日前から継続的に供給している電気、ガス等に係る料金等で、31年10月1日～31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものは旧税率8%を適用。

「家電リサイクル料金に係る経過措置」 リサイクル料金を適用開始日までに領収している場合で、リサイクルを適用開始日以後に行うときは旧税率を適用。

消費税率の変更時には経理処理に迷う事があるかと思えます。皆様の会社で判断に迷う取引などが無いか一度ご確認頂き、ご不明点等があれば指定日より前には是非ご相談ください！（小川）

仕訳帳及び総勘定元帳の電子保存をご検討下さい！

平成32年から、所得税の青色申告特別控除の要件が改正されます。65万円の青色申告特別控除を受けるためには、現行の

1. 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること
2. 上記所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳していること
3. 上記の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること

という要件に加え、

①仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の適用を受け、電子帳簿で保存すること

②所得税の確定申告書及び青色申告決算書等を、期限内に電子申告により提出すること

のいずれかの要件を満たすことが必要になり、現行の要件を満たすだけでは、控除額が55万円に引き下げられます。弊所のお客様につきましては、所得税の確定申告書類を電子申告により提出しておりますので、上記②の要件を満たし、引き続き65万円の青色申告特別控除を受けて頂くことが出来ます。

しかし、平成32年4月1日以後に開始する事業年度から大法人については電子申告の義務化が決定しており、いずれ中小企業にも適用が及びことが予想されます。もしそうになると、電子帳簿保存を行わなければ65万控除は使えなくなる可能性が高いので、注意しなければなりません。

上記①の電子帳簿保存とは、仕訳帳及び総勘定元帳等の帳簿を紙ではなく電磁的記録（電子データ）で保存する方法です。弊所でも、既に電子帳簿に切り替えていただいているお客様が大勢いらっしゃいます。決算完了後に弊所からCD-Rを1枚お渡ししており、お客様は必要な時にそのCD-Rを使用してパソコン上で仕訳帳及び総勘定元帳をご確認いただくことが出来ます。今まで紙で保管していた1年分の何百枚から何千枚もの総勘定元帳を1枚のCD-Rで保存していただくことが出来、保管のために場所をとることもありません。



電子帳簿で保存をするためには、適用する事業年度の開始の3か月前までに税務署及び県税事務所に申請書を提出して承認を受ける必要があります。紙での保管から電子保存に変えたいとお考えのお客様は、お気軽に担当者にご相談下さい。（児島）

ひとりごと

6月からの住民税の金額を通知する『市県民税の特別徴収税額の通知書』が5月に会社に届きます。ここ数年でブームとなっているふるさと納税を行っていらっしゃる方は、29年中に寄付を行ったふるさと納税分がちゃんと住民税で節税になっているかをご確認ください。以前お客様でも市役所が入力を漏らしていたということがありましたので、ご自身の申告内容に相違がないか一度ご確認されることをお勧めします。（大村）